

写

御住環第 52 号  
平成 23 年 3 月 25 日

中濃振興局長 様

御嵩町長 渡辺 公夫



産業廃棄物処理施設の設置等（計画の変更）に係る他法令の規制内容  
及び意見の照会について（一部留保分の回答）

平成 22 年 11 月 2 日中振第 792 号で照会のあったことについて、平成 22 年 11 月 15 日御住環第 32 号にて回答しましたが、その一部を留保していた事項について下記のとおり回答します。

記

#### 1 対象となる事業計画

事業者名	株式会社マルエス産業
設置場所	可児郡御嵩町前沢字管洞口 4552-6、4552-8
施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設（高圧・滅菌、滅容）

#### 2 照会事項に対する留保した部分の回答

照会事項	指導等を必要とする事項又は意見
周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項	<p>現計画は、下記に示すように不明な点や不審な点が多く、事業計画をさらに詳細に明らかにしていく上で必要があり、現段階では、周辺地域の生活環境の保全上「問題がある施設」と言わざるを得ないことを意見とし、回答とします。</p> <p>なお、御嵩町環境審議会の答申を別紙として添付します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 御嵩町マスタープランにおいて、当該地域を里山環境の保全・維持を前提とする「自然環境保全地区」とし、自然環境に多大な影響を及ぼす施設整備を抑制することとしている点</li><li>・ 県営かんがい排水事業で進められた 508.3ha の受益面積を有する前沢ダムと接し、排水がないとしているものの、処理水等施設から何らかの排水があった場合による農作物や農業経営への影響が懸念される点</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地域周辺では御嵩町希少野生生物保護条例で指定され保護すべき希少野生生物が確認されており、運搬車両の排気や処理工程から発生する水蒸気又はガスによるこれらの希少野生生物への影響が懸念される点</li> <li>当該地域は農業を主体とした閑静な地域であり生活用車両が通行する程度の中、運搬車両による交通環境の悪化が懸念される点</li> <li>事業計画されている株式会社マルエス産業は、感染性産業廃棄物中間処理の事業を初めて行い、さらに加水分解加熱器による感染性産業廃棄物処理の事例がほとんどない中で、調査・研究等用意周到な事前準備について明確になっていない点で上記列記した事項を含め周辺地域の生活環境への影響が全く計り知れない点</li> </ul>
--	---

### 3 関係法令の追加事項

#### 関係法令

法 令 名	規制の有無
建築基準法	(有)・無

#### 規制内容

法令名及び条項	規制内容及び規制解除のための具体的な手続き
建築基準法	<p>第 51 条(第 87 条第 2 項の規定により準用する用途変更) 都市計画区域内においては、当該産業廃棄物処理施設(政令で定める処理施設の用途に供する建築物特殊建築物)は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないと規定されています。ただし、同条ただし書により岐阜県が岐阜県都市計画審議会の議を経て当該敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合等においてはこの限りでないと規定され、その許可申請は岐阜県建築基準法施行細則第1条の2の規定により所在地の市町村長を経由することとされています。</p> <p>この場合において御嵩町長は、御嵩町都市計画審議会条例に規定する御嵩町都市計画審議会に諮問し、この答申を踏まえた町長の意見を付して提出することとします。</p>